

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 私の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光の道100%化については、日本の輝ける未来のために国家大計として行うべき。アプリケーションがないからインフラをつくってもしょうがないという考え方もあるが、原則として全世界に存在するインフラができれば、それに合わせたアプリケーションが、特に国民すべてに対して平等でないとなかなか新たな取り組みができない、政府や教育、保険対象医療関連で多く出てきて、国家のレベルが飛躍的に伸びるはず。 ・ 何らかの事業を行う際、以下の点については、当該事業主が「競争状態に置かれている民間企業」の方が「独占民間企業あるいは官制会社」よりも圧倒的に優れる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該事業を低コストで運営し、低料金で提供する能力。 2) たゆまない創意工夫、コスト削減を続けるインセンティブ。 ・ 光の道100%化を実現した結果、国民の料金の直接負担が、現在のそれよりも増すことはあってはならない。 ・ メタルと光を両方保有・維持し、徐々にニーズに応じて光に巻き取っていくよりも、ニーズは無視して一気に半ば強制的に光に置き換えた方が、工事立会い等における国民の負担は一時的に増すとしても、少なくともコスト的には有利である。 ・ 目先の料金の低廉化にばかり目を奪われて、通信インフラ産業のイノベーションを制限した場合、中長期的にはかえってビットレート当たりの料金は高くなる。 <p>2. 10%エリアでの超高速ブロードバンド基盤の是非について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)については、基本的考え方でも述べたとおり、日本の輝ける未来のために、全エリアで超高速ブ、ロードバンド基盤を整備すべき。 <p>3. 整備の際の費用負担、事業主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10%エリアについて、費用負担を全くせずとも整備が可能で且つ1,400円でサービス提供できるという説もあるようだが、ここではそれは不可であり(理由は利用率30%の向上の項目で後述)何らかの費用負担を行政等が行わないとエリア化できないとの前提で、費用負担方法と事業主体を考える。 ・ 10%エリアを整備する場合、整備に必要なイニシャルコスト負担と、整備後に必要なランニングコスト負担を考慮する必要があるが、前者についてはこれまでもさまざまな角度から検討

	<p>され採用されてきた自治体整備によるIRU方式が実績もあることから最も良いものとする。</p> <p>またその際の事業主体については、官製会社を立ち上げて行う案と、既存の民間会社を活用する案があるが、自治体が整備した光設備をいくらで借りるかについて複数の民間企業で入札を行うことにより、市場競争原理が働くことから、民間会社を活用して競争入札とすることが良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後者のランニングコストについては、IRU方式でいくらで自治体から借りられるかとのセット議論となる。(現在の光サービスの提供にあたっては、通信事業者に対してランニングコストの補助金は出していないため、その分IRUで借り受ける料金を低めにしないと赤字となる構造。) <p>もし加入電話等で採用されているユニバーサル基金制度を光サービスにも導入することができれば、結果的にIRUで自治体が貸し出す料金はある程度高くとも、民間企業はそれを借りるインセンティブが生じる。その結果、自治体の負担は低くて済み、10%の整備も進みやすく且つ将来負担も軽減される。</p> <p>したがって、10%の未整備エリアについては、IRU方式で自治体が整備した光ファイバを、ユニバーサル基金制度が適用されるとの条件のもと、民間企業が競争入札で借り受けてサービス提供することが望ましい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間の公正競争の一層の活性化については、事業主体の論点と、当街事業主体に何を保有・運営させるかという二つの論点がある。以下、その2点について述べる。 <p>2. 事業主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体については、これまでタスクフォースにおいては、「NTT東西からのアクセス分離方式(資本分離)」「NTT東西からのアクセス分離方式(機能分離)」「NTT東西はそのままとし、補助金等によって自治体が光ファイバ網等の整備を行い、それをNTT東西等の通信事業者に貸し出すIRU方式」が議論されてきた。 ・ まず、私は以下の理由から、アクセス分離方式(資本分離)に反対する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) アクセス分離(資本分離)をして且つメタルを光に一気に置き換えれば、国民負担はゼロで、一世帯当り月額 1,400 円で光を使った電話サービスを享受できるとの説があるが、以下の理由から非現実的であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 現時点において民間企業同士が熾烈な光の設備競争を行っている関西エリアにおいて、月額 1,400 円でのサービス提供は行われていない。民間企業同士が自由競争を行っている市場においては、カルテルといった状況にない限り、政府が介入する

よりも、低廉で優れたサービスが提供されることは自明の理であり国民負担ゼロでの1,400円での提供はあり得ない。

イ) 競争企業的一方であるケイオプティコムは、保有する設備の大半が光ファイバで、メタルの維持費はかかっていない企業であり、このことから、政府が介入してアクセス分離を行いメタルを一気に光に置き換えたからといって、到底1,400円で提供できるとは考えられない。

2) したがって、仮にサービス会社がユーザに対して1,400円で提供するに相応しい御料金をアクセス会社に義務づけたとすれば、当街アクセス会社は赤字になり、将来的には必ず政府の支援が必要となり国民負担が発生すること。

3) 政府が何らかの支援をアクセス会社のみに行うことは、これまで行われてきた光市場における自由競争が妨げられ、当該アクセス会社はコスト削減努力を今よりも怠り、ひいては国民の費用負担が増えることとなること。

・ 次に私は以下の理由から、NTT東西をそのままとする案に反対する。

1) 上述したように、メタルを一気に光に置き換えたとしても現在の電話の基本料金相当でサービス提供できないとすれば、原則として全世帯において極力低廉な料金で超高速バンドを整備する方策は以下の2つとなる。

ア) 原則全世帯において、現在の電話料金よりも割高な月額使用料を支払う。但し、一定所得水準以下の世帯に対しては国による補助金での負担等を行う。

イ) 一定額を国が負担し、各世帯は現在の電話料金と同等の月額使用料を支払う。

なお、上記案のいずれの場合も国の負担金支払いは、直接ユーザに行う方法と通信事業者に行う方法がある。

2) この時、実際には圧倒的なインフラを持つNTT東西が卸サービスを提供することとなると思われるが、国が補助金を支出するとなれば、透明性の高い卸料金とする必要性が、今よりもっと高くなる。

3) しかしながら、現在のNTT東西における接続会計は、人件費やそれに付随する物件費について按分されているものが多く、必ずしも実際に卸業務にかかっているコストが正しく反映されているとはいえないと思われる。

4) したがって、この制度をとり続ける限り、他事業者や総務省から未来永劫猜疑心で見られ続けることになり、NTT東西は自主的経営を行うことができない。

5) また総務相が発言しているように、民営化してから20年以上も経つにも関わらず、相も変わらず特殊会社法に縛られているというのも、特殊会社の社員にとっては不幸な話であるし、国民にとっても新たなサービスをNTT東西が開発しにくいという状況は打破した方が良い。

・ 以上のことから、結論として私は持株会社のもとでアクセス分離を行う機能分離を推奨する。また、その際サービス会社として残るNTT東西は、NTT法から除外すべきである。(NTT法で定められているユニバーサルサービス提供義務については、携帯電話会社も含めた議論が必要)

3. アクセス会社が保有・運営する設備について

・ 本来であればこのテーマを先に語らずして前項の事業主体の議論はできないはずではあるが、これまでのタスクフォースでの議論の進行上、こうした順番の方が理解が得られやすいと考えた。説明の順番についてはご容赦願いたい。

・ アクセス会社が保有・運営する設備については、「光とメタル両方 or 光のみ」という議論と光において「OSUも持つ or OSUは持たない」という2つの論点がある。

・ 前者については、一気に置き換えるにせよ、一時的に両方の資産が存在することと実際の置き換え工事がメタルの撤去と光の新設が同時に行われるとすれば同一の会社が保有している方がスムーズに行くと思われる。

・ 後者については、これまでのタスクフォースにおけるアクセス分離案の検討においては、OSUも含めて持つ、ことが前提となっているようであるが、これについては以下の理由から反対し、OSUは持たずに光ファイバとスプリッタのみを持つことを推奨する。

1) OSUは電気信号と光信号を置換する装置であるが、この装置において光のどの周波数帯域をどのように利用するのかといった伝送効率上、非常に重要な機能を司っている、

2) このため、例えば伝送効率をアップして実効上の伝送速度を早めたり、従来の光の利用帯域を変更して新たにTV伝送をRF方式で行うための帯域を確保したりといったイノベーションに際しては、このOSU及び対向するONUが非常に重要な役割を担う。

3) こうしたイノベーションは、直接サービスをユーザに提供しているサービス会社が競争しながらユーザーニーズを把握したり先行投資しながら切磋琢磨して行うことが、もっとも活性化される。

なお、余談ではあるが、光信号は電話局を出た後、スプリッタで8分岐して各家庭に届き、ONUで電気信号に戻しているわけだが、スプリッタで8分岐した後の信号はすべて同じであることに留意すべきである。すなわち、スプリッタはプリズムのような光の帯域を8色に分けているわけではなく、凸レンズの様なものを使って同じ信号を8つに分散していると考えた方が良い。このため、アクセス会社が8分岐した光ファイバの一本ずつを複数の通信事業者に貸し出し、心ない通信事業者が参画してきた場合、その光ファイバを共用する他の通信事業者のユーザの情報が漏れる可能性があることに留意すべきである。

以上

